



赤情審第3号  
令和3年7月14日

赤穂市長 牟禮正稔様

赤穂市情報公開審査会

会長 有田伸弘 印

答 申

赤穂市情報公開条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、公文書開示審査諮問書（令和3年4月16日付け赤総行第10号）により本審査会に諮問のあった下記の事件について、慎重に審査した結果、次のように結論を得たので答申する。

記

### 1 審査会の結論

令和2年12月21日付けの公文書開示請求に対して、令和3年1月12日に「条例第7条第1項第6号該当を理由とした公文書非開示決定は妥当である。

ただし、本審査会は、今後の実施機関による処分や処分に付随する教示の在り方につき、より良い方法があり得るのではないかと考えるため、この点に関する提言を付記する。

### 2 諮問にかかるまでの経緯

(1) 令和2年12月21日 公文書の開示請求

公文書の名称又は内容 「JRと都市計画道路の交差について、JRとの交渉内容、議事録一式、公安委員会との議事録一式」

(2) 令和3年1月12日 公文書の非開示決定

理由：条例第7条第1項第6号該当により非開示とする。

(3) 令和3年2月16日 審査請求

理由：条例第7条第1項第6号該当により非開示決定したことは不当である。

(4) 令和3年4月16日 本審査会に諮問

### 3 審査請求人の主張

(1) 昭和39年、最初にJR赤穂線と「オーバブリッジ（跨線橋）」で立体交差する都市計画道路塩屋野中線が都市計画決定された。

(2) 平成15年、「オーバブリッジ（跨線橋）」から「アンダーパス」に計画変更された。

(3) 今回、再び計画変更され、立体交差から「平面交差（踏切）」になるという説明があった。

(4) 令和2年11月29日のさくら通り自治会地区説明会において、市の事務局（区画整

理課)に計画変更過程の交渉記録の存在を確認し、開示を求めたところ、開示するとの話だった。

- (5) 令和2年12月21日、公文書の開示請求を行った。
- (6) 令和3年1月12日、実施機関から、交渉中の内容であり、開示することによって今後の交渉に影響を及ぼし、当事者としての地位を不当に害すること、及び都市計画道路整備事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして非開示通知があった。
- (7) その後、令和3年3月31日に都市計画道路の変更決定が告示された。
- (8) (7)の告示により、今後の交渉への影響や、当事者の地位を不当に害すること、都市計画道路整備事業の遂行に支障を及ぼすおそれが一切なくなったと思われるので、交渉記録を開示すべきである。

#### 4 実施機関の主張

- (1) 本件処分については、都市計画道路塩屋野中線の都市計画変更が決定していない段階であることから、開示請求されている公文書は、当該都市計画変更に係る交渉中の内容であり、開示することによって今後の交渉に影響を及ぼしかねず、ひいては、都市計画道路整備事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第6号に該当し、非開示とした。
- (2) 審査請求人が主張する「令和2年11月29日のさくら通り自治会地区説明会当日、公開請求したら開示するとの区画整理課の回答であった」については、当該説明会は都市計画変更が進捗する段階において、地区住民の方々に、その変更内容を説明したものである。
- (3) そのため、都市計画変更が決定すれば、開示請求に応じる旨の説明をしており、決定前の段階で開示する旨を回答したのではない。
- (4) よって、本件、公文書の非開示決定は妥当であると考える。

#### 5 審査会の判断理由

情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、市民への説明責任を果たし、公正で開かれた市政を推進することを目的とするところであり、正しく民主主義の根幹をなす制度である。その重要性に鑑みると、市の保有する公文書は公開を原則とすべきである。

しかしながら、公にすることによって、事業の適正な遂行等に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、非開示としなければならない場合が存するのも事実である。条例第7条第1項において、「実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」とし、非開示とすることができる場合を列挙している。その非開示情報の一つとして、「(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定しており、その具体的な場合として、「イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は

国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」等の 5 つを挙げている。

ただし、非開示とすることが許容されるのは、部分開示の可能性等、あらゆる開示の可能性を探ったうえで、「開示することによって得られる利益」と「開示することによって失われる利益」とを比較考量し、なおも開示することによって失われる利益が著しく大きい場合に限定しなければならない。

適切な意思形成の「著しい支障」は、客観的にかつその著しい危険の高度の蓋然性が存在したか否かについては次のように考える。昭和 39 年、最初に都市計画道路が決定され、オーバーブリッジ（跨線橋）だった。しかし、平成 15 年に、オーバーブリッジ（跨線橋）からアンダーパスに計画変更された。その変更された都市計画道路が、今回また、立体交差から平面交差（踏切）へと変更になるという。計画が二転三転しており、その意思形成の不安定さが読み取れる。また、その度ごとに説明会を実施し、地域住民への情報提供に取り組み、地域住民の意向も採り入れようと真摯に対応してきたことが分かる。実施機関が、悪意をもって情報を開示しないのではなく、その不安定さゆえに「都市計画道路塩屋野中線の都市計画変更が決定していない段階であることから、開示請求されている公文書は、当該都市計画変更に係る交渉中の内容であり、開示することによって今後の交渉に影響を及ぼしかねず、ひいては、都市計画道路整備事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある」として非開示としたことは納得できる。

しかし、今後の実施機関による処分の在り方や処分に付随する教示の在り方に関しては、以下の点において、なお、改善ができないか検討する余地があると考えられる。その理由については、次のとおりである。

計画決定後の開示について、実施機関は「都市計画変更が決定すれば、開示請求に応じる旨の説明をしており、決定前の段階で開示する旨を回答したものではない。」と主張しており、他方、審査請求人は「都市計画道路の変更決定が令和 3 年 3 月 31 日に告示されたので、開示することによって、今後の交渉に影響を及ぼすとか、当事者の地位を不当に害するとか、都市計画道路整備事業の遂行に支障を及ぼすとかということが一切なくなったのではないか。」と主張し、計画決定後の 3 月 31 日以降の開示を主張している。

この点、条例第 6 条第 2 項において「実施機関は、開示請求をする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該請求する公文書の特定に資する情報の提供を行わなければならない。」と定め、また同条第 4 項においては「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めており、市民による開示請求に形式的不備があったとしても、実施機関は当該市民に対して懇切丁寧な教示を行うように努めなければならないとしているのである。

本件は、開示請求書に形式的不備があった事案ではなく、開示請求の時点において開示をし得ない具体的事情が存するが、近い将来において、その事情が解消されるため、その将来の時点においては、少なくとも請求時点での非開示事由が解消され、全部又は一部の開示が

可能となるという事情が存したために、開示請求時点における開示に応じられないという実質的事情が存した事案である。それゆえ、条例第 6 条第 4 項が直接的に妥当する事案ではない。

しかしながら、同条項の趣旨からすれば、今後は、仮に開示請求の時期だけが問題となる事案があれば、当該開示請求の時期的な制約及びその根拠を説明したうえで、適切な時期に開示請求を行うように示唆することも検討すべきである。

なお、本件に限って言えば、開示請求主体が、都市計画決定に先立つ令和 3 年 2 月 16 日をもって、不服申立てを行っており、実施機関としては、3 月 31 日時点で、「開示に応じることができるようになった」旨を教示した場合、これが不服申立てを取り下げよとの圧力として受け止められかねないという点に懸念があったものと考えられる。かかる圧力は決してあつてはならず、また、圧力ではないにせよ、圧力と受け止められかねない言動は厳に慎まなければならない、その意味において、実施機関が教示に慎重であったことは十分に理由があるものと考えられる。

より一般的な観点からすれば、市民の知る権利を実質的に保障するために、実施機関としては、仮に開示請求時期だけが開示の妨げとなることが予想される事案においては、交渉中であるという一事でもって直ちに非開示とするのではなく、「計画決定後」などの停止条件を付して全部又は一部の開示をすることも考えるべきではないか。原則開示という点から鑑みて、実施機関にはそれぐらいの裁量権は与えられていると考えられる。